

◆ 計画改訂の趣旨・計画の構成

- *給特法(R7.6月改正)第8条第1項、第2項に基づき、同法第7条の指針に即し、計画改訂。
- *服務を監督する県立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標や取組等のほか、市町村教育委員会や市町村立学校に対する取組を記載。

R6年度 現状値	県立 高等学校	県立 特別支援学校	県立 中学校	市町村立 小学校	市町村立 中学校
1か月80時間を超える教員の割合	12.9%	0.0%	5.7%	1.4%	10.5%
1か月の平均時間外在校等時間	42.3h	21.2h	41.3h	31.8h	45.9h

目的 教員が心身共に健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して生き活きと子どもたちに向き合うことができるよう、「働きやすさ」と「働きがい」を両立させた魅力ある職場環境を実現し、学校教育の質の向上と教員の担い手確保を目指します。

◆ 県立学校教員の業務量管理及び健康確保に係る目標・取組等（業務量管理・健康確保措置実施計画）

県立学校教員の働き方改革推進の目標（※目標の達成状況は毎年度校種別に公表）

1か月の時間外在校等時間 **80時間超の教員 ゼロ** / 1年間における**1か月時間外在校等時間 平均30時間程度** / 年次休暇**14日以上取得 100%**

*具体的な取組(★:重点取組)

I 学校内での働き方改革推進の支援

- ①学校に対する伴走支援体制の構築★
- ②適切な勤務時間の設定・管理等★
- ③教育課程や授業時数、日課表等の見直し及び学校行事の精選・統合★
- ④会議や送付文書等の精選
- ⑤デジタル技術を活用した校務効率化
- ⑥学校長の組織マネジメントに対する助言・指導等
- ⑦学校徴収金の公会計化等の検討

II 教員と学校をサポートする体制整備

- ①コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の活用★
- ②専門人材や外部人材の活用
- ③部活動を支える体制構築と人材確保
- ④保護者や地域住民等に対する働きかけ★
- ⑤関係機関等との連携

III 教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する環境整備

- ①長時間勤務となっている教員への働きかけ★
- ②年次有給休暇等の取得促進★
- ③柔軟な働き方の実践事例の共有★
- ④休憩時間や勤務間インターバルの確保★
- ⑤ノー残業デーの設定
- ⑥長期休業中の学校閉庁日の設定
- ⑦健康診断やストレスチェック実施、相談窓口設置等
- ⑧ハラスメントの防止
- ⑨産育休取得に伴って配置される教職員等の配置充実

*県立学校教職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際の対応

→長時間労働に起因すると疑われる心身の不調の発生の速やかな把握、調査、再発防止策の実施

◆ 市町村教育委員会や市町村立学校に対する取組

- ①業務量管理・健康確保措置の実施に係る支援
- ②部活動を支える体制構築と人材確保
- ③専門人材や外部人材の活用
- ④デジタル技術を活用した校務効率化
- ⑤会議や送付文書等の精選
- ⑥学校事務業務の機能強化
- ⑦関係団体との協議、保護者や地域住民等に対する働きかけ
- ⑧教職員の健康保持・増進
- ⑨校長の組織マネジメントに対する助言・指導等

◆ 計画の公表・改訂、総合教育会議での報告等

- ・計画は公表し、計画に変更があった場合は随時更新。
- ・目標の達成状況や取組状況は教育委員会会議での報告を経て、毎年度公表。
- ・計画の策定・改訂や毎年度の取組状況を総合教育会議で報告。
- ・計画の策定・改訂に対し人事委員会より専門的助言。